

綾川町公告第109号

都市計画の案に係る公聴会の中止について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び綾川町都市計画公聴会規則（平成28年綾川町規則第27号）第2条の規定により、都市計画の案を作成するための公聴会を次のとおり予定していましたが、公述申出書の提出がなかったため中止します。

平成29年5月23日

綾川町長 藤井 賢



- 1 中止する公聴会の日時
平成29年5月26日（金） 午後6時00分から
- 2 中止する公聴会の開催場所
綾川町綾南農村環境改善センター 1階 研修室
- 3 作成しようとする都市計画案の概要
高松広域都市計画用途地域の変更（案）
本案は、高松広域都市計画用途地域に綾川都市計画用途地域を追加しようとするものです。
綾川町が平成27年3月に策定した綾川町都市計画マスタープランでは、将来の目指すべき都市の姿として、ことடன்綾川駅等の交通利便性が高く、都市機能の集積した地区を中心とした集約型都市構造の実現を図ることとしており、その実現方策として、用途地域の設定が示されています。
このため、ことடன்滝宮駅及び綾川駅周辺の約110ヘクタールについて、町の中心市街地として土地利用計画を明らかにし、市街地における無秩序な開発を防止するとともに、良好な居住環境を有する市街地の形成を図り、居住や都市機能を適切に誘導するため、用途地域を指定しようとするものです。
- 4 中止の理由
提出期限である平成29年5月22日（月）までに公述申出書の提出がなかったため
- 5 問い合わせ先
〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299番地
綾川町建設課 電話 087-876-5280